

平成 18 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 新光電気工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 黒 岩 護
コード番号 6967 東証第 1 部
問合せ先 広報 I R 室長 有 賀 広 志
(026) 283 - 1000 (代)

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催された取締役会において、来る 6 月 29 日開催予定の第 71 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号、以下「整備法」という。)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

整備法の規定に基づき、当社の定款に規定があるものとみなされる事項について、規定の新設および所要の変更を行うものであります。(変更案第 4 条、第 8 条、第 13 条)

単元未満株式について行使することができる権利を定めた規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)

株主総会参考書類等をインターネットを利用して、株主の皆様提供することができるようにするための規定を新設するものであります。(変更案第 18 条)

取締役会を機動的に運営するため、書面または電磁的記録による決議を可能とする規定を新設するものであります。(変更案第 27 条)

社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を追加するものであります。(変更案第 37 条)

その他、会社法に基づき必要な規定の加除、表現の変更等を行うものであります。

- (2) 当社の公告の方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第 5 条)
- (3) 株主の皆様の利便性の向上をはかることを目的として、単元未満株式の売渡請求に応じるための規定を新設するものであります。(変更案第 11 条)
- (4) 以上のほか、定款全般について、所要の変更ならびに規定の加除に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第4条 (機 関)</p> <p>当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
<p>第4条 (公告の方法)</p> <p>当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第5条 (公告方法)</p> <p>当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第5条 (会社の発行する株式の総数)</p> <p>当社の発行する株式の総数は540,000,000株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は540,000,000株とする。</p>
<p>第6条 (自己株式の取得)</p> <p>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p>	<p>第7条 (自己の株式の取得)</p> <p>当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第8条 (株券の発行)</p> <p>当社は株式に係る株券を発行する。</p>
<p>第7条 (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>当社の1単元の株式の数は100株とする。</p> <p>当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という)に係る株券はこれを発行しない。</p>	<p>第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>当社の単元株式数は100株とする。</p> <p>当社は前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券はこれを発行しない。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第10条 (単元未満株式についての権利)</p> <p>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)はその有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>第11条 (单元未満株式の売渡請求)</p> <p><u>当社の株主は株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第8条 (株券の種類)</p> <p><u>当社の発行する株券の種類は取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	(削 除)
<p>第9条 (株式取扱規則)</p> <p><u>当社の株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券喪失の登録、株券の再発行、单元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第12条 (株式取扱規則)</p> <p><u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料については法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>第10条 (名義書換代理人)</p> <p><u>当社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p><u>当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、諸届の受理、株券喪失の登録、株券の再発行、单元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>第13条 (株主名簿管理人)</p> <p><u>当社は株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p><u>当社の株主名簿、実質株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>
<p>第11条 (基準日)</p> <p><u>当社は決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、基準日を定めることができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第14条 (現行どおり)</p>
<p>第13条 (招 集)</p> <p>株主総会は法令に別段の定めがある場合を除いて取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。</p> <p>社長に事故があるときは、<u>他の代表取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>第15条 (招 集)</p> <p>株主総会は法令に別段の定めがある場合を除いて取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。</p> <p>社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第16条 (定時株主総会の基準日)</p> <p><u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。</u></p>
<p>第14条 (略)</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第15条 (決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p><u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>第19条 (決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p><u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>
<p>第16条 (議決権の代理行使)</p> <p><u>株主総会において株主またはその法定代理人が代理人をもって議決権を行使しようとする場合、当会社の議決権を行使しうる株主に委任しなければならない。</u></p> <p>前項の場合、株主または代理人は当会社に対し、<u>株主総会ごとに代理権を証する書面を提出することを要する。</u></p>	<p>第20条 (議決権の代理行使)</p> <p><u>株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>前項の場合、株主または代理人は当会社に対し、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条 (議事録) <u>株主総会の議事はその経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行い、これを当会社に保存する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 第18条 (略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第21条 (現行どおり)</p>
<p>第19条 (選任) 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議にあたっては、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u> 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>第22条 (選任) 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議にあたっては、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>
<p>第20条 (任期) 取締役の任期は<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員により選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期満了の時までとする。</p>	<p>第23条 (任期) 取締役の任期は<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時まで</u>とする。 補欠または増員により選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期満了の時までとする。</p>
<p>第21条 (報酬および退職慰労金) 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第24条 (報酬等) 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第22条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会の決議により<u>代表取締役若干名を定め、代表取締役のうちより社長1名を定める。</u> 取締役会の決議により<u>会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</u></p>	<p>第25条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会の決議により<u>代表取締役若干名を選定し、代表取締役のうちより社長1名を選定する。</u> 取締役会の決議により<u>会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第23条 (略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第27条 (取締役会の決議の省略) <u>当社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第24条 (略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条（取締役の責任免除） 当社は商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>第29条（取締役の責任免除） 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 第26条（略）</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第30条（現行どおり）</p>
<p>第27条（選任） 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議にあたっては、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p>	<p>第31条（選任） 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>
<p>第28条（任期） 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第32条（任期） 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第29条（報酬および退職慰労金） 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第33条（報酬等） 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第30条（常勤の監査役） 監査役の互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>第34条（常勤の監査役） 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>第31条（略） 、 第32条（略）</p>	<p>第35条（現行どおり） 、 第36条（現行どおり）</p>
<p>第33条（監査役の責任免除） 当社は商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>第37条（監査役の責任免除） 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第34条 (営業年度および決算期) 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日をもって決算期とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第38条 (事業年度) 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>
<p>第35条 (利益配当金の支払) 当社の利益配当金は<u>毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</u></p>	<p>第39条 (期末配当金の支払) 当社は<u>株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下期末配当金という)を支払うものとする。</u></p>
<p>第36条 (中間配当金の支払) 当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という)をすることができる。</u></p>	<p>第40条 (中間配当金の支払) 当社は取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下中間配当金という)をすることができる。</u></p>
<p>第37条 (除斥期間) <u>利益配当金および中間配当金は支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、これを支払う義務を免れるものとする。利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>	<p>第41条 (除斥期間) <u>期末配当金および中間配当金は支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、これを支払う義務を免れるものとする。期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日

平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以 上